

中山間地域等直接支払制度の継続、拡充に関する意見書

熊本県における中山間地域は、県土面積の7割以上、耕地面積及び農業産出額の約5割を占めるなど、本県農業を支える重要な地域となっている。しかし、傾斜が急な農地が多く、平たん地域に比べ生産条件が不利で、また、65歳以上の高齢者の占める割合もかなり高いなど、過疎化、高齢化が進展しており、地域の活力が衰退しつつある。

平成12年度に本制度が創設されて以降、本県においては農地の傾斜等、一定の要件を満たす対象農用地の8割に当たる3万2,000ヘクタールを超える農用地で協定が締結されており、耕作放棄地の未然防止、農地の保全及び水路、農道等の適正管理が図られているとともに、本県特有の雄大な阿蘇の草地が保全されている。また、共同活動等の取り組みを通じて、世代を超えたつながりが強化されるなど、集落の活性化が図られている。

本制度は、21年度末をもって対策期間を終了するが、本年8月、国の平成22年度概算要求には、本制度の継続と高齢化に配慮した見直しが盛り込まれた。しかし、政権交代に伴い、改めて概算要求の提出が求められたところである。

新政権においては、本制度の確実な実施を含めその全体像が明らかでなく、地域の不安が広がっている。本制度は、社会的、経済的に厳しい状況下にある中山間地域においては、もはや欠くことのできない極めて重要な施策となっている。

よって、国におかれては、中山間地域等直接支払制度が本県農業のみならず集落機能の維持に果たしている役割にかんがみ、引き続き中山間地域の多面的機能が確保されるよう、次の措置を講じられることを強く要望する。

記

- 1 中山間地域等直接支払制度については、平成22年度以降も継続すること。
- 2 継続に当たっては、高齢化、過疎化が進展している地域の実情を踏まえ、面積要件、傾斜要件、協定期間の緩和及び単価水準の引き上げを行うこと。

さらに、返還免除要件の緩和など、弾力的な運用とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年10月8日

熊本県議会議長 早川英明

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	江田五月様
内閣総理大臣	鳩山由紀夫様
財務大臣	藤井裕久様
農林水産大臣	赤松広隆様